

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日)

目 次

◇ 告 示

平成二年度鳥取県同和地区生活実態調査実施要領(同和対策課)

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

理容師試験及び美容師試験の実施に関する事務の委任(衛生課)

土地改良区の役員の就任(農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

林業改善資金貸付基準の一部改正(林務課)

保安林の指定の解除予定(造林課)

保安林の指定の解除予定の取消し(〃)

区画漁業権の免許の内容たるべき事項等(水産課)

◇ 公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第六百六十号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)の規定に基づき、同和地区生活実態調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

平成二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 調査の目的

平成二年度鳥取県同和地区生活実態調査実施要領
鳥取県の同和地区の生活全般にわたる実態を把握し、今後の同和行政を推進する上での基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象

県内の同和地区の全世帯を対象とする。

三 調査項目

1 世帯に関する調査

- (1) 住居の状況
- (2) 新聞の購読状況
- (3) 自家用乗用自動車の保有状況
- (4) 耐久消費財等の保有状況

- (5) 経済の状況
 - (6) 農業経営の状況
 - (7) 事業経営（農業経営を除く。）の状況
 - (8) 世帯員以外の就学の状況
 - (9) 世帯員以外の就労の状況
- 2 世帯員に関する調査

- (1) 出生・性別
- (2) 結婚の状況
- (3) 被差別体験
- (4) 免許・資格の保有状況
- (5) 年金の加入状況等
- (6) 健康の状況
- (7) 身体障害の状況
- (8) 介護の状況
- (9) 就学・就労等の状況
- (10) 生活保護受給の有無

四 調査方法

調査該当市町村の長の推せんを受けて知事が任命した調査員が、調査対象世帯を訪問し、世帯主若しくはそれに準じる者に対して質問し、その結果を知事が別に定める調査票に記入する方法により行う。

五 調査期間

平成二年八月一日から同月三十一日まで

六 調査結果の公表

この調査結果は、報告書を作成して公表するものとする。

鳥取県告示第六百六十一号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書		発行 記号	類 別
		題 号	表示された発 行所名		
3760	雑誌その他 の刊行物	THEララジュース		LJ- 9-K	ラリス出版
3761	"	BANANA PRESS		BP- 8-K	ラリス出版
3762	"	花舟の疼き 夢見る年頃		LG- 4-C	Do 企画
3763	"	後背位絶頂 めぐり逢い		LG- 4-B	Do 企画
3764	"	少女L I P		SL- 9-K	Do 企画
3765	"	SWEET		ST- 9-K	Do 企画
3766	"	Spoon		SP- 9-K	Do 企画
3767	"	イカす淫肉 一人きりでもエクススター		LG- 4-D	なし
3768	"	姓女宅急便		雑誌 AB12 0	なし

3769	ザ・ヒットMAGAZINE 1月号	雑誌 1413 5-1	三和出版株式会社
3770	セクシーアクション 3月号	雑誌 0551 3-3	株式会社サン出版
3771	ビデオ・エックス 3月号	雑誌 0762 1-8	笠倉出版社
3772	オレンジ通信 5月号	雑誌 0221 89-5	株式会社東京三 世社
3773	ギヤルズアクション 5月号	雑誌 0258 3-5	考友社出版株式 会社
3774	CITY PRESS 5月号	雑誌 0433 9-5	株式会社東京三 世社
3775	美少女CLUB 5月号	雑誌 0763 5-5	株式会社サン出版
3776	ザ・ヒットMAGAZINE 8月号	雑誌 1413 5-8	三和出版株式会社
3777	スーパーギヤルズナウ 8月号	雑誌 0544 7-8	株式会社リイド社
3778	ベストカメラ 8月号	雑誌 0179 4-1-8	株式会社少年画 報社
3779	ルンロン写真 8月号	なし	三共図書出版社
3780	ピンクマニア 9月号	なし	三共図書出版社
3781	VIDEGAL通信 No. 27	なし	三共図書出版社
3782	VIDEGAL通信 No. 31	なし	三共図書出版社
3783	秘戀	雑誌 0611 96-1	三共図書出版社

鳥取県告示第六百六十二号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第四条の二第一項及び美容師法（昭和三十一年法律第六十三号）第四条の二第一項の規定に基づき、理容師試験及び美容師試験の実施に関する事務を委任することとしたので、理容師法第四条の五第一項及び美容師法第四条の五第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地
財団法人理容師、美容師試験センター
東京都港区赤坂二丁目一九一八
- 二 試験事務を取り扱う事務所の所在地
鳥取県鳥取市弥生町三〇二一一
- 三 指定試験機関に行わせることとした試験事務
理容師試験（学科試験及び実地試験）及び美容師試験（学科試験及び実地試験）の実施に関する事務の全部
- 四 事務を行わせることとした日
平成二年八月一日

鳥取県告示第六百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事	吉田 孜	東伯郡大栄町大字原七七三
〃	山崎 信夫	〃 大字島六九八
〃	原田 重榮	〃 六九六一
〃	田中 永寿	〃 大字西穂波一四七
〃	田中 時雄	〃 大字亀谷一一五九
〃	松田 正雄	〃 四四七一
〃	宮川 永美	倉吉市津原四二七
〃	田中 満	〃 谷一六四
〃	平久 稔	〃 鋤一七二
〃	伊垢離 禮正	〃 別所三四八
監事	山崎 芳蔵	東伯郡大栄町大字亀谷三九八
〃	長柄 清	倉吉市谷二一一三

平成元年四月一日就任 任期四年

鳥取県告示第六百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鴨ヶ池土地改良区が行う土地改良事業（団体営かんがい排水事業福万地区農業用排水）を平成二年七月二十五日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百六十五号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一部を次のように改正し、平成二年七月三十一日から施行する。

平成二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表第四号の項貸付内容の欄5中「又は^{かき}掻出機」を「^{かき}掻出機、自動選別機、くん蒸用施設、スライサー又は自動包装機」に改め、同欄中14を15とし、13を14とし、12の次に次のように加える。

13 作業道開設のためのパワーショベル、バックホー又はブルドーザの購入に必要な費用

鳥取県告示第六百六十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字津野字大清水八三の四（次の図に示す部分に限る。）、
八三の二〇、字狼鳴六四六の三・六四六の二三・六四六の二四・六四六
の三二・六四六の三三・六四六の三七・六四六の三八・六四六の四五・
六四六の五一・六四六の五三・六四六の五五（以上一筆について次の
図に示す部分に限る。）、六四六の五六、六四六の五九から六四六の六
四まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、六四六の六五、
六四六の六七（次の図に示す部分に限る。）、六四六の六八から六四六
の七〇まで、六四六の七一（次の図に示す部分に限る。）、六四六の七二
から六四六の七五まで、六四六の七七から六四六の八二まで、字馬場尻
六九四の一・六九四の九から六九四の一二まで・六九四の二二・六九四
の二三・六九四の二五・六九四の二九・六九四の三一・六九四の三四か
ら六九四の三七まで（以上一四筆について次の図に示す部分に限る。）、
六九四の四三、六九四の四五（次の図に示す部分に限る。）、六九四の
四六、六九四の四八、六九四の五〇、六九四の五二、六九四の五四（次
の図に示す部分に限る。）、六九四の五五、六九四の五六（次の図に示

す部分に限る。）、六九四の五七、六九四の五八、六九四の五九・六九
四の六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六九四の六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十七号

昭和五十一年八月鳥取県告示第六百七十二号（解除予定の保安林について）
で告示した保安林の指定の解除予定に関する通知を取り消す旨の通知を受
けたので、告示する。

平成二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百六十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基
づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び

地元地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 公示番号 海区第二号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十一月一日から翌年四月三十

日まで

(二) 漁場の位置 気高郡青谷町地先

(三) 漁場の区域 次のアからエまでを順次直線で結んだ線及び

アとエを直線で結んだ線によって囲まれた区域

並びにオからクまでを順次直線で結んだ線及び

オとクを直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第三十七号 長尾鼻燈台

基点第三十八号 夏泊港防波堤燈台

ア 基点第三十七号から三三度(真方位とする。

以下同じ。)三五六メートルの点

イ 基点第三十七号から二一度二四〇メートル

の点

ウ 基点第三十七号から一一九度四六二メートル

ルの点

エ 基点第三十七号から一〇六度五三三メートルの点

オ 基点第三十八号から二六一度三〇分一、六

八六メートルの点

カ 基点第三十八号から二五五度一五分一、六

八一メートルの点

キ 基点第三十八号から二五二度五四八メートル

ルの点

ク 基点第三十八号から二七一度五六三メートル

ルの点

3 制限又は条件 敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別で

きるような標識を設置しなければならない。

4 免許予定日 平成二年十一月一日

5 申請期間 平成二年八月一日から同年九月二十日まで

6 地元地区 気高郡青谷町大字青谷

7 存続期間 平成二年十一月一日から平成五年八月三十一日まで

二 1 公示番号 海区第三号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十一月一日から翌年四月三十

日まで

(二) 漁場の位置 東伯郡泊村地先

(三) 漁場の区域 次のアからエまでを順次直線で結んだ線及び

アとエを直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第三十九号 泊港北防波堤燈台

ア 基点第三十九号から一七度三分(真方位と
する。以下同じ。)一、一三四メートルの点

イ 基点第三十九号から三〇度四八分八〇六メ
ートルの点

ウ 基点第三十九号から五九度三五分一、八四
メートルの点

エ 基点第三十九号から四八度四三分二、〇〇
七メートルの点

3 制限又は条件 敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別で
きるような標識を設置しなければならない。

4 免許予定日 平成二年十一月一日

5 申請期間 平成二年八月一日から同年九月二十日まで

6 地元地区 東伯郡泊村大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園、大
字原及び大字宇谷

7 存続期間 平成二年十一月一日から平成五年八月三十一日まで

3 1 公示番号 海区第四号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類

漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十一月一日から翌年四月三十
日まで

(二) 漁場の位置

東伯郡羽合町地先

(三) 漁場の区域

次のアからエまでを順次直線で結んだ線及び
アとエを直線で結んだ線によって囲まれた区域
並びにオからクまでを順次直線で結んだ線及び
オとクを直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第四十号 宇野防波堤燈台

ア 基点第四十号から三五度(真方位とする。
以下同じ。)八〇メートルの点

イ 基点第四十号から一七度四〇分三〇メ
ートルの点

ウ 基点第四十号から一三〇度三〇分九六メ
ートルの点

エ 基点第四十号から七四度四〇分一二〇メ
ートルの点

オ 基点第四十号から三二七度二九三メ
ートルの点

カ 基点第四十号から二九四度三〇分二四六メ
ートルの点

キ 基点第四十号から二九九度一五分二〇メ
ートルの点

ク 基点第四十号から一七度三〇分一五九メ
ートルの点

3 制限又は条件 敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別で
きるような標識を設置しなければならない。

4 免許予定日 平成二年十一月一日

- 5 申請期間 平成二年八月一日から同年九月二十日まで
- 6 地元地区 東伯郡羽合町大字宇野、大字橋津及び大字長瀬
- 7 存続期間 平成二年十一月一日から平成五年八月三十一日まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年七月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類			型 式	製 造 業 者 名
ウイングセブG	さめざんす五	ポップアート三		
株式会社ニユーギン				

ばちんこ遊技機

さめざんす七	ミラクルボール二	タイムトラベルW	カップイン二	ナイトドラゴンⅦ	マッドボーイI	汽車ばっばⅡ	フォーラムI	チェッカーフラッグ六
株式会社三共				株式会社大一商会				

発 行 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）